

平成21年度予算の概要

平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算及び後期高齢者医療特別会計当初予算が、平成21年2月2日の広域連合議会において次のとおり決定しました。

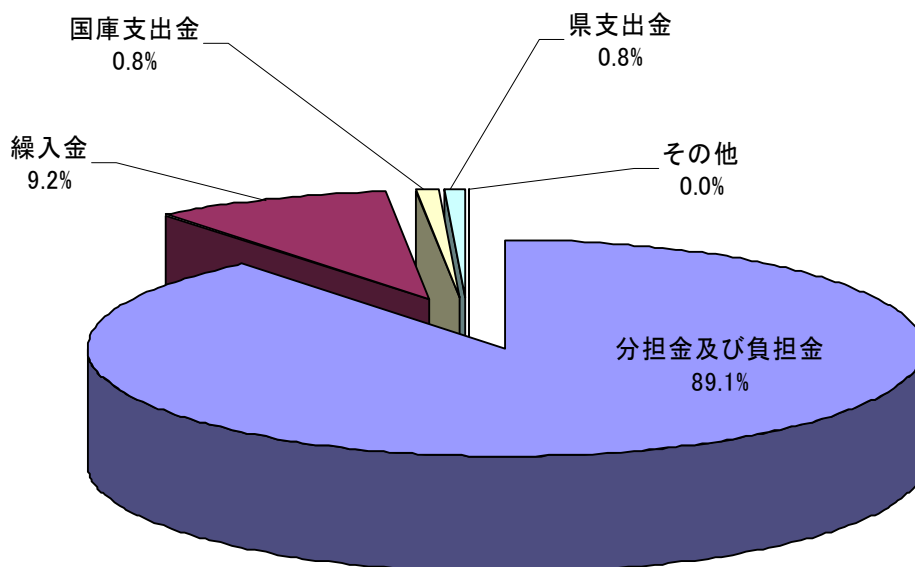
I 一般会計予算

広域連合議会の運営や派遣職員の人件費負担金、事務所賃借料などの広域連合の運営経費として、平成21年度は、歳入歳出それぞれ10億8,350万3千円を計上しています。

《歳入予算》

歳入の区分と、その予算額は次のとおりです。

区 分	説 明	予 算 額
分担金及び負担金	広域連合を構成する23市町が負担する共通事務経費	9億6,565万円
国庫支出金	医療費が著しく低い市町(神石高原町)に住む被保険者の保険料を軽減し、その軽減した額の1/2を国が負担するもの。	892万4千円
県支出金	医療費が著しく低い市町(神石高原町)に住む被保険者の保険料を軽減し、その軽減した額の1/2を県が負担するもの。	892万4千円
財産収入	財政調整基金の運用利子	1千円
寄附金	広域連合への寄附金	1千円
繰入金	財政調整基金からの繰入金	1億円
繰越金	前年度からの繰越金	1千円
諸収入	預金利子, その他の収入	2千円
合 計		10億8,350万3千円



※構成割合は端数調整していないため、合計が100%にならない場合があります。(以下のグラフも同様)

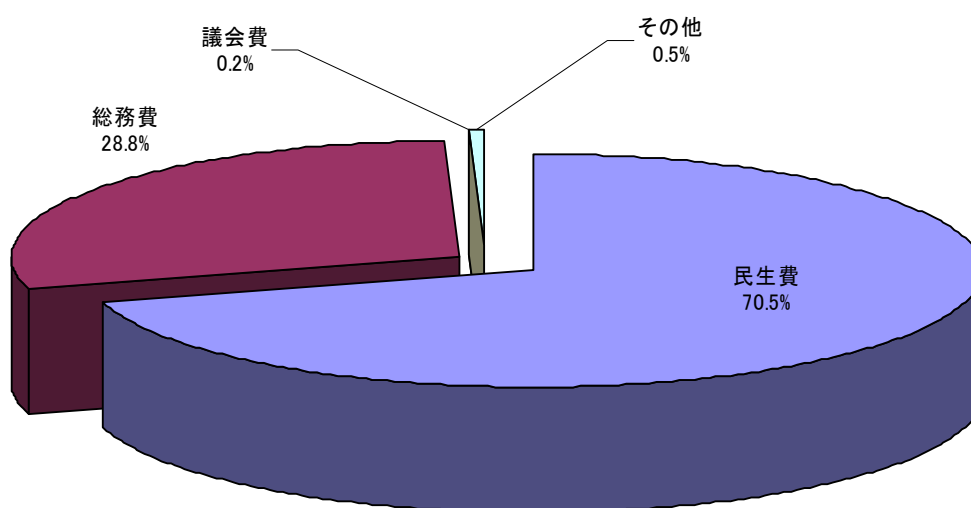
《歳出予算》

歳出の目的別、性質別の区分と、その予算額は次のとおりです。

【目的別内訳】

予算を行政の目的により区分したものです。

区 分	説 明	予 算 額
議会費	広域連合議会の運営に関する経費	170 万 4 千円
総務費	広域連合長等の報酬, 各市町から派遣されている職員の人件費負担金等, 広域連合の運営に関する経費	3 億 1,226 万 8 千円
民生費	後期高齢者医療特別会計の事務費に充てるための繰出金	7 億 6,433 万 6 千円
公債費	一時的な現金不足に対処するため, 金融機関等から借り入れる資金に対する支払利子	19 万 5 千円
予備費	予算外の執行や, 予算超過に充てるための経費	500 万円
合 計		10 億 8,350 万 3 千円

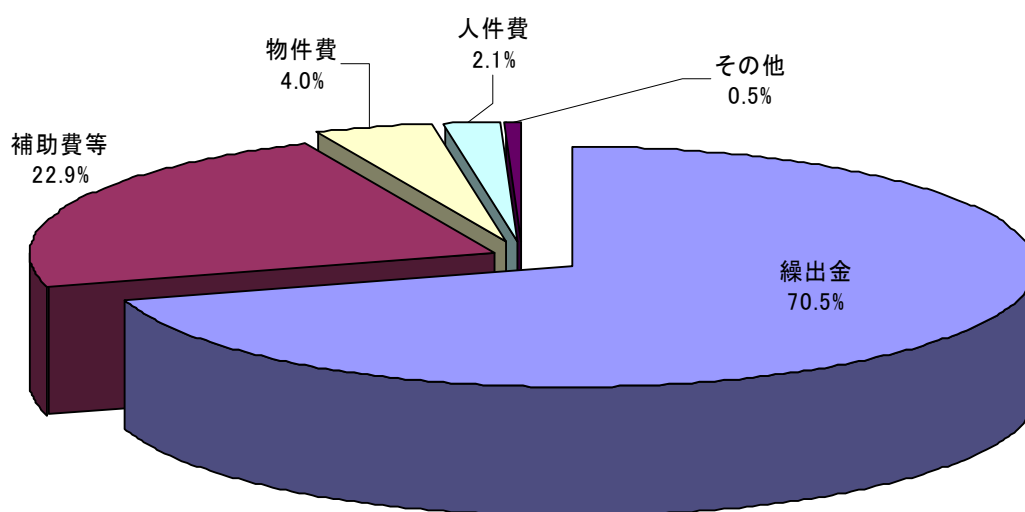


【性質別内訳】

予算を経済的な性質により区分したものです。

区 分 (※)	説 明	予 算 額
人件費	正副広域連合長, 広域連合議会議員や各種委員への報酬, 派遣職員への時間外手当及び管理職手当など	2,231 万 6 千円
物件費	賃金, 事務用品, 通信費, 事務委託及び事務所等使用料など	4,348 万 5 千円
補助費等	広域連合に派遣されている職員の給料や各種手当(人件費に計上されているものを除く)の負担金など	2 億 4,816 万 9 千円
公債費	一時的な現金不足に対処するため, 金融機関等から借り入れる資金に対する支払利子	19 万 5 千円
積立金	財政調整基金への積立金	2 千円
繰出金	後期高齢者医療特別会計の事務費に充てるための繰出金	7 億 6,433 万 6 千円
予備費	予算外の執行や, 予算超過に充てるための経費	500 万円
合 計		10 億 8,350 万 3 千円

※「区分」は, 総務省「地方財政状況調査」に基づいています。



(性質別名称の説明)

人件費（じんけんひ）

正副広域連合長や広域連合議会議員の報酬や職員手当，各種附属機関の委員報酬などの費用です。

物件費（ぶっけんひ）

支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わる消費的な費用の総称です。賃金，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料などが含まれます。

補助費等（ほじょひとう）

一般的には広域連合が県内の団体の活動に補助するために交付するための費用です。広域連合では派遣職員の人件費負担金，公務災害補償組合への負担金，報償費や保険料などが含まれます。

公債費（こうさいひ）

一時的な資金の借入をした場合の支払利子です。

積立金（つみたてきん）

広域連合の貯金である財政調整基金に積立てるための費用です。

繰出金（くりだしきん）

一般会計と特別会計間の予算の相互充用の方法です。広域連合においては，国及び県からの不均一保険料に対する負担金と事務費補助を目的として，一般会計から特別会計に繰り出しています。

普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）

一般的には，道路の新設や建物の建設などの建設事業に要する経費です。工事請負費や設計監理委託料のほか，資本の形成に関係する補助金や人件費などもここに含まれます。

予備費（よびひ）

緊急を要する場合など，予算外の支出又は予算を超過した支出に充てるための経費です。ただし，議会において否決された使途に予備費を充てることは禁止されています。

Ⅱ 後期高齢者医療特別会計予算

長寿医療（後期高齢者医療）制度の給付にかかる費用（被保険者の自己負担分を除く）の財源構成は、75歳未満の若年者からの支援金（4割）及び公費（5割）のほか、被保険者からの保険料負担（1割）となっています。

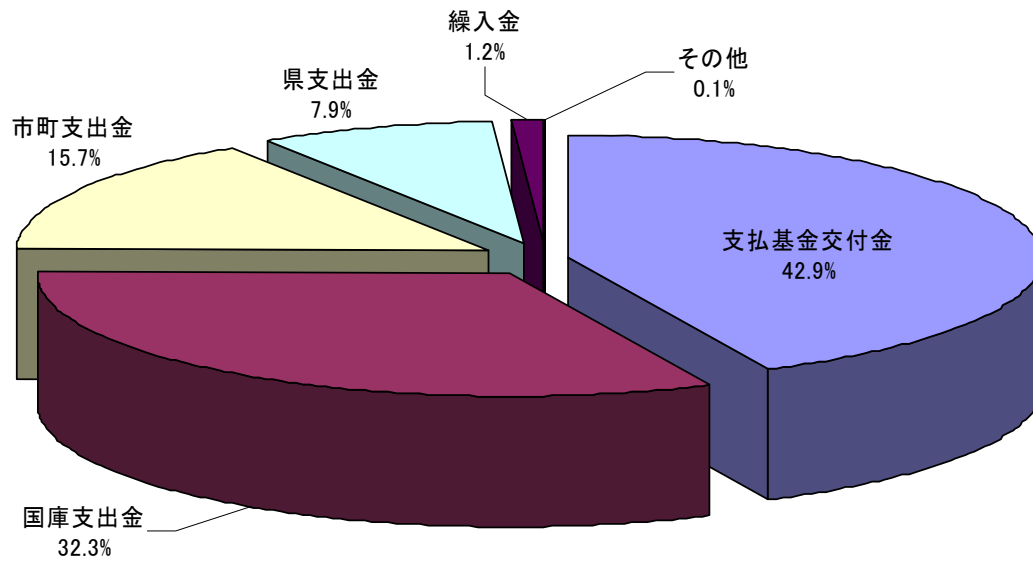
このうち公費負担については、国・県・市町が4対1対1の割合で負担します。

平成21年度は、歳入歳出それぞれ3,204億8,111万4千円を計上しています。

《歳入予算》

歳入の区分と、その予算額は次のとおりです。

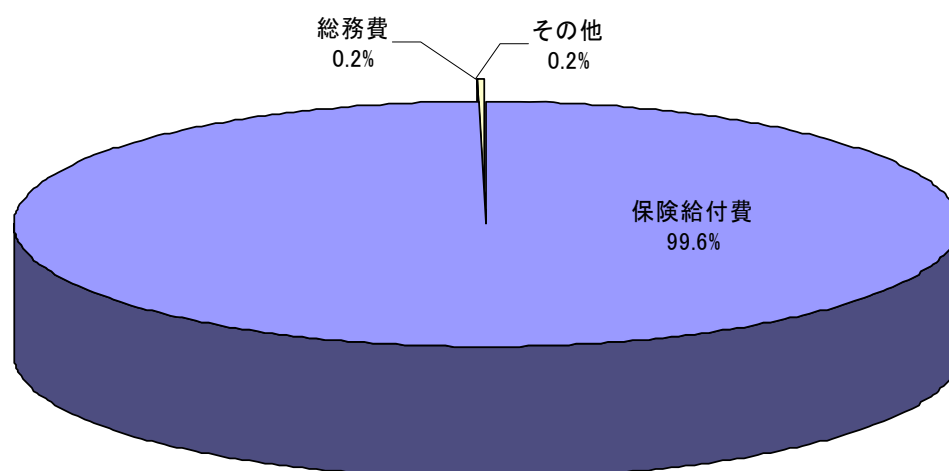
区 分	説 明	予 算 額
市町支出金	被保険者から徴収した保険料や、被保険者が受けた給付の1/12相当の公費負担を市町から受けるもの	502億7,728万3千円
国庫支出金	被保険者が受けた給付の3/12相当の公費負担、広域連合間の財政調整を目的とした交付金（給付の1/12相当）、健康診査事業補助を国から受けるもの	1,034億313万4千円
県支出金	被保険者が受けた給付の1/12相当の公費負担などを県から受けるもの	252億8,692万円
支払基金交付金	被保険者が受けた給付の4/10相当の負担に充てるために各保険者（75歳未満の現役世代）からの支援金として受けるもの	1,376億82万3千円
特別高額医療費共同事業交付金	著しく高額な医療給付の発生による財政への影響を緩和するために受けるもの	8,066万7千円
財産収入	臨時特例基金、給付準備基金の運用利子	2千円
寄附金	広域連合への寄附金	1千円
繰入金	一般会計から事務費補助等の目的で繰り入れる基金繰入金	37億2,237万4千円
県財政安定化基金借入金	長寿医療の財政の安定に資するために県が設置する基金からの借入金	1千円
諸収入	第三者行為に伴う納付金、その他の収入	1億990万9千円
合 計		3,204億8,111万4千円



《歳出予算》

歳出の目的別区分と、その予算額は次のとおりです。

区 分	説 明	予 算 額
総務費	長寿医療制度の運営に関する事務経費	6億9,996万5千円
保険給付費（※）	被保険者への医療給付や葬祭費の支出に関する経費	3,192億9,705万9千円
県財政安定化基金拠出金	長寿医療の財政の安定に資するために県が設置する基金に積み立てるための拠出金	2億6,886万9千円
特別高額医療費共同事業拠出金	著しく高額な医療給付の発生による財政への影響を緩和するために全国の広域連合がそれぞれ拠出する経費	8,088万3千円
保健事業費	被保険者の健康診査に関する経費	7,501万円
基金積立金	徴収した保険料の余剰分を管理・運用する基金等に積み立てる経費	3千円
公債費	一時的な現金不足に対処するため、金融機関等から借り入れる資金に対する支払利子	780万9千円
諸支出金	過誤納付された保険料の還付金等	2,651万6千円
予備費	予算外の執行や、予算超過に充てるための経費	2,500万円
合 計		3,204億8,111万4千円



(※1) 保険給付費の内訳

区 分	説 明	予 算 額
療養給付費	被保険者が医療機関で受けた医療等への給付に関する経費	3,052億7,804万4千円
療養費	被保険者が受けた医師が必要と認めたはり・きゅうなどの給付に関する経費	16億8,161万7千円
移送費	被保険者が受けた医師が必要と認めた転院などの移送にかかる給付に関する経費	1千円
審査支払手数料	診療報酬明細書に記載された診療内容の審査に関する経費	9億8,618万2千円
高額療養費	医療機関等で高額な自己負担金を支払った場合に、限度額を超えた額の給付に関する経費	97億7,696万8千円
高額介護合算療養費	医療費の自己負担額と介護サービス及び介護予防サービス利用者負担額の合計が高額となった場合に、医療費の自己負担限度額を超えた額の給付に関する経費	9億7,769万7千円
葬祭費	被保険者が死亡した場合に給付する葬祭費に関する経費	5億9,655万円
合 計		3,192億9,705万9千円

(※2) 診療報酬明細書とは、医療機関等で診察を受けた際、被保険者の自己負担分以外の料金、すなわち広域連合の負担する料金を医療機関等が請求するための書類。レセプトとも言う。